

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0068	RMF 支援システムの技術支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年4月17日(金)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年2月20日（金）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書6.2に定める本業務の実施体制並びに仕様書8.1.b)1)～3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年 2月 25日（水） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年 3月 17日（火） 12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する

暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年4月15日(水)までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

仕様書			
件 名	RMF 支援システムの技術支援役務	作成年月日	令和 8 年 1 月 1 9 日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

1. 総則

1.1. 適用範囲

この仕様書は、RMF 支援システムの技術支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2. 用語の定義

本仕様書における用語は、各関連文書に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。また、各関連文書に規定されている用語を一部参考に記載する。

- a) リスク管理枠組み Risk Management Framework（以下「RMF」という。）のことを指し、情報システムのセキュリティに対するリスクの管理を適切に行うための枠組みをいう。
- b) ユーザビリティ RMF 支援システムを導入することによってもたらされる使いやすさ、操作性の良さ、ユーザの満足度の高いことを指す。
- c) 業務担当者 RMF 業務を実施する各幕・各機関の担当窓口で、主に情報システム情報保証認証者補助者を指す。
- d) ゼロトラスト リスクは常に存在しており、ネットワーク内部も安全ではないとの前提に立ち、ネットワーク内外からの全てのアクセスの真偽や適切性を常に検証することなどにより、ネットワークの安全性を保つという懸念をいう。

1.3. 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、役務開始時における最新版を適用するものとする。なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

ただし、原文が日本語以外の言語かつ日本語訳文があるものであって、原文と日本語訳文に差異がある場合は原文を優先するものとする。

a) 引用文書

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 160 号。）（以下「訓令」という。）
- 2) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第 9248 号。19.9.20）（以下「運用通達」という。）
- 3) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策（令和 5 年 7 月 3 日情報保証統括責任者）（以下「セキュリティ管理策」という。）
- 4) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領（令和 6 年 11 月 20 日情報保証統括責任者）（以下「実施要領」という。）
- 5) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日。以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 6) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通

- 達) (防装庁(事)第3号。31.1.9)
- 7) 令和7年度に契約する情報システムの価格計算に適用する実例技術者料金及び協議の様式について(通知)(装管原第6251号。令和7年3月31日)
 - 8) 環境物品等の調達に関する基本方針(令和7年1月28日閣議決定)
 - 9) NIST SP 800-37 Rev.2
 - 10) NIST SP 800-53 Rev.5
 - 11) RMF支援システムの設計役務(以下「基本設計役務」という。)
 - 12) 防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援役務(その2)
 - 13) リスク管理枠組みの統一的な制度運用を確保するための支援役務(申請・計画)(以下「申請・計画役務」という。)
 - 14) リスク管理枠組みの統一的な制度運用を確保するための支援役務(認証・監査)(以下「認証・監査役務」という。)
 - 15) リスク管理枠組みの円滑な運用を確保するための運用支援及び教育支援役務(以下「運用・教育支援役務」という。)
 - 16) 情報保証に係る指針策定支援役務(その2)

b) 関連文書

- 1) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)(装プ武第188号。31.1.9)
- 2) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)(装管調第807号。令和3年1月21日)
- 3) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について(通知)(装管調第808号。令和3年1月21日)
- 4) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- 5) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- 6) 特許法(昭和34年法律第121号)
- 7) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン(2025年(令和7年)5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定)
- 8) 防衛省における標準ガイドラインの適用について(平成27年3月31日防衛省行政情報化推進委員会決定)
- 9) サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日閣議決定)
- 10) 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一規範(令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)
- 11) 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(令和7年度版)(令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)
- 12) 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和7年度版)(令和7年7月1日サイバーセキュリティ戦略本部決定)
- 13) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づく情報セキュリティ監査

の実施手引書（令和7年7月内閣官房国家サイバー統括室）

- 14) 政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針（令和5年11月内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）
- 15) NIST CSF Ver. 1.1
- 16) NIST SP 800-18 Rev. 1
- 17) NIST SP 800-30 Rev. 1
- 18) NIST SP 800-39
- 19) NIST SP 800-53A Rev. 5
- 20) NIST SP 800-137
- 21) FIPS 199
- 22) FIPS 200
- 23) CNSSI No. 1253
- 24) DoDI 8510.01

2. 役務に関する要求

2.1. 役務の目的

防衛省・自衛隊においては、米国のセキュリティ基準を参考に訓令等の改正を行い、令和5年度からRMFを導入し、全省的に情報システムのライフサイクル全般を通じたセキュリティ強化の取り組みを進めている。情報システム情報保証責任者、情報システム情報保証認証者及び情報保証責任者が実施する運用承認業務及びリスク分析・評価業務、情報保証監査責任者が実施する監査業務は、RMFの考え方にに基づき実施することとなり、情報システム情報保証責任者、情報システム情報保証認証者、情報保証責任者及び情報保証監査責任者の実務を担う担当者は、その業務を行うにあたりRMFに係る専門的な知見が必要となるとともに、確認すべきセキュリティ管理策や作成・審査する文書が膨大となる。また、RMFを実効的なものとするためには、各情報システムのリスク分析・評価の実施状況やセキュリティ管理策の実装状況等といったRMFの実施状況を一元的に管理する必要がある。このことから、効率的かつ実効的にRMFに係る業務を実施するためRMF支援システムの導入を予定している。

本役務では、令和6、7年度に実施した基本設計役務を参考として、特に人数が多い情報システム情報保証責任者（補助者を含む。）の負担低減を実現するとともに、業務に寄り添ったシステムの構築を目指し、RMF支援システムのライフサイクルコストがシステム規模に対して適切な額であるか、RMF支援システムを導入した場合の導入効果及び費用対効果（投資対効果）が得られるのか、RMF支援システムの運用開始時期は令和11年度を予定しているが、他の要素を加味した場合に実現可能かなど、RMF支援システム全般の方向性について、技術支援を行うことを目的とする。

2.2. 実施場所、役務期間

2.2.1. 実施場所

防衛省市ヶ谷地区及び契約相手方の執務場所とする。

2.2.2. 役務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

2.3. RMF支援システムのイメージ

RMF支援システムのイメージを別図に示す。

2.4. RMF支援システムの導入スケジュール

RMF支援システムの導入スケジュール（予定）を図-1に示す。

図-1 RMF支援システムの導入スケジュール(予定)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
RMF支援システムの整備	【本業務】 技術支援役務		プログラム開発、データ移行等		運用維持

2.5. 役務実施事項

2.5.1. 実施計画書の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業の洗い出しを行い、実施計画書を作成し、官側と協議の上、提出すること。

2.5.2. 実施体制表の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するための体制整備を行い、実施体制表を作成し、官側と協議の上、提出すること。また、実施体制等に変更が生じる場合は、延滞なく官側と協議を行い、変更後の実施体制表を提出すること。

2.5.3. 課題等分析

基本設計役務及び防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援役務（その2）の役務実施報告書（最終）を参考に、防衛省のRMF業務をシステム化するための課題等を抽出し、分析を行うこと。

また、必要があれば、業務担当者へのヒアリングを実施すること。

2.5.4. BPR（業務改革）の支援

訓令、運用通達、セキュリティ管理策及び実施要領に記載されたRMFの業務内容と2.5.3.課題等分析の結果を比較し、RMF支援システムをRMF申請・計画及び認証・監査業務に沿って効率的に構築するためのBPR支援を実施すること。

また、必要があれば、業務担当者へのヒアリングを実施すること。

2.5.5. ライフサイクルコストの見直し検討

基本設計役務の役務実施報告書（最終）で示されたライフサイクルコストについて、1サイクル（60ヶ月）運用した場合の費用が、業務内容やシステム規模に対して費用が適切かを検討し、必要であればライフサイクルコストの見直しを実施すること。なお、見直しに当たっては、令和7年度に契約する情報システムの価格計算に適用する実例技術者料金及び協議の様式についての単価等を用いること。

2.5.6. 導入効果等の検討

基本設計役務の役務実施報告書（最終）を参考に、RMF支援システムを導入した場合の業務

の効率化がもたらす導入効果（官側の業務軽減工数の試算を含む。）の検討及び費用対効果（投資対効果）を実施すること。なお、導入効果については、定量評価できるよう算定すること。

あわせて、RMF 支援システム導入によって、情報システム情報保証責任者が実施する申請業務及び情報システム情報保証認証者が実施する認証業務の負荷が軽減され、ユーザビリティがよいシステムの導入が実現されているのかも検討すること。

なお、以下の項目は必須とする。

- a) RMF 支援システム導入による申請・計画役務、認証・監査役務及び運用・教育支援役務の予算等削減額試算（申請・計画役務及び認証・監査役務用に用意する端末を導入した場合の効果を含む。）
- b) 脆弱性検査及び侵入試験を官側が実施するために用意する端末の導入効果（端末導入に伴う申請・計画役務及び認証・監査役務の予算等削減額試算を含む。）

2.5.7. 防衛省クラウド移行に係る検討

RMF 支援システムを防衛省クラウドにて構築するための機能要件及び非機能要件について、基本設計役務で実施した内容を踏まえ、令和 11 年度末の防衛省クラウド導入計画に基づき、必要があれば機能要件及び非機能要件の見直しを実施すること。あわせて、令和 11 年度換装実現に向けたスケジュールを作成すること。

なお、検討の結果、令和 11 年度換装が実現できなくなった場合は、令和 12 年度以降の換装スケジュールを作成するとともに、令和 9 年度に実施する役務内容について、官側へ提案を実施すること。

2.5.8. ゼロトラスト導入に係る検討

情報保証に係る指針策定支援役務（その 2）の結果に基づき、令和 10 年度におけるゼロトラストの導入を踏まえた RMF 支援システムの設計方法を検討すること。あわせて、実現に向けたスケジュールを作成すること。

2.5.9. データ移行に係る検討

令和 5～7 年度の RMF 業務における Excel 等のデータの総量を調査し、基本設計役務の役務実施報告書（最終）を参考に、RMF 支援システム導入時におけるデータ移行の量（移行に必要な期間の試算を含む。）及び範囲（全文書対象とするか、必要な年度の一部文書のみ対象とするか、データ移行を実施せずサーバへ Excel ファイルを格納するだけとするかなど。）並びに移行方法（ツール等実現するための方法も含む。）を検討し、あわせて、その結果によるデータ移行に係る費用の概算金額も試算すること。なお、範囲については、業務担当者へ最低 1 回はヒアリングを実施し、範囲を確定させること。

2.5.10. 運用開始前教育に係る検討

RMF 支援システムのプログラム設計時に事前のシステム操作教育を予定している。そのシステム操作教育について、全国の駐屯地・基地で実施するための効率的な方法及び教育に必要な期間並びに必要な教材等を検討すること。あわせて、教育実施に係る費用の概算金額も試算すること。

2.5.11. プロジェクト計画書作成に係る支援

官側が作成するプロジェクト計画書について、作成を支援するとともに、デジタル統括アドバ

イザーの質疑応答等も支援すること。

2.5.12. 会議及び議事録作成に係る支援

本役務で必要となる各会議開催に関する調整及びその会議時における議事録作成について、支援を行うこと。

また、各会議を開催するに当たり、官側の会議スペースの確保が難しい場合は、契約相手方の負担のもとで会議スペースを確保することとし、詳細は別途指示する。

2.5.13. 情報システムセキュリティ台帳の管理等に係る検討

訓令第25条に示す情報システムセキュリティ台帳について、RMF対象全システムの情報システムセキュリティ台帳の管理及び更新等に必要な作業を、RMF支援システムを活用し、効率的及び継続的に実施できる方法を検討すること。

2.5.14. 業務要件書等の見直し

2.5.1.～2.5.10.を実施することにより、基本設計役務で作成した業務要件書及びシステム仕様書に生じた変更について見直しを実施し、見直しを実施した業務要件書（改訂版）及びシステム仕様書（改訂版）を提出すること。なお、上記以外の基本設計役務で作成した書類に変更が生じる場合は、官側と調整の上、あわせて見直しを実施し、提出すること。

ただし、2.5.7.の検討の結果、令和11年度換装ができなくなった場合は、官側と調整することにより、システム仕様書（改訂版）の提出可否について、協議することができる。

2.5.15. RMF支援システム導入に伴う全体線表の作成

2.5.7.～2.5.8.の検討で作成したスケジュールを含め、RMF支援システムの導入について最も現実的な全体線表を作成すること。

なお、スケジュールは、中央調達及び仕様書作成時における大臣承認手続き並びに総合評価落札方式を念頭に置いたスケジュールとすること。

2.5.16. 定例会の実施等

進捗の成果について毎週（基準）定例会を開催し、報告書（週次）を作成のうえ、定例会の議事録を作成すること。なお、官側と協議することにより、定例会の開催日程の変更及び実施方法について、変更することができる。

2.5.17. 中間報告会及び最終報告会の実施

役務実施報告書（中間）簡易版及び（最終）簡易版を作成し、報告会を実施すること。中間報告会については令和8年8月31日（月）、最終報告会は令和9年3月26日（金）までに実施することとし、詳細は官側との調整による。

3. 提出書類

契約相手方は、表－1に示す書類を提出し、官側の承認を得ること。

表－1 提出書類の一覧

番号	書類の名前	提出期限	部数	媒体
1	実施計画書	契約締結後1か月以内	1	電子
2	実施体制表	契約締結後1か月以内	1	
3	役務関係者名簿	契約締結後速やかに	1	
4	役務実施報告書（月次）	当月分の週次報告書を取りまとめ、翌月7営業日まで	1	
5	役務実施報告書（中間）	令和8年8月31日まで	1	
6	役務実施報告書（中間）簡易版	中間報告会開催の3営業日前まで	1	
7	役務実施報告書（最終）	令和9年3月31日まで	1	
8	役務実施報告書（最終）簡易版	最終報告会開催の3営業日前まで	1	
9	業務要件書（改訂版）	令和9年3月31日まで	1	
10	システム仕様書（改訂版）	令和9年3月31日まで	1	
11	全体線表	令和9年3月31日まで	1	
12	議事録	作成の都度（会議終了後14日以内）	1	

※電子メールに添付しての提出を可能とする。その場合、役務実施報告書（最終）を提出する際、CD又はDVD等に提出書類を一式格納して提出すること。

※番号10について、2.5.14.の協議の結果、改定しなかった場合は、その理由書の提出をもって代えるものとする。

4. 作業の実施にあたっての遵守事項

4.1. 法令等の遵守

本役務の遂行に当たっては、1.3項に記載の法令等を遵守し履行すること。

4.2. セキュリティ要件

本役務の遂行に当たっては、1.3項に記載の各種ガイドライン等に準拠すること。

4.3. 役務等に関する要求

本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物品（寄託品を含む。）又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

5. 成果物の取り扱いに関する事項

本役務により作成した成果物に関する知的財産権等は、防衛省に帰属、移転又は適切に許諾するものとする。

6. 契約相手方の要件等

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

6.1. 契約相手方の要件

- a) NIST SP 800-37 Rev. 2 及び NIST SP 800-53 Rev. 5 の知見を有していること。
- b) 令和 5 年 3 月 31 日に改正された訓令第 26 条、同訓令第 27 条の 2 及び同訓令第 52 条の規定に基づく情報システムの運用承認、リスク分析・評価及び監査（監査の結果に基づく対応含む）の業務内容を理解していること。
- c) 防衛省の情報システムに係る中央調達制度及び仕様書作成時における大臣承認手続き制度等情報システムの一連の調達に関する業務内容を理解していること。
- d) ISMS (ISO/IEC27001) の認証を取得していること。
- e) 過去 5 年以内に、政府機関又は重要インフラ事業者におけるプロジェクトのコンサルティング等の業務に 1 年以上従事した実績を有すること。
- f) 過去 5 年以内に、防衛省において、情報システムに関する要件定義支援又は技術支援又は工程管理支援又は設計又は調査研究のいずれかの業務支援に従事した実績を有すること。
- g) 上記 e) 及び f) には、下請けとしての実績は含めないものとする。
- h) COTS 製品の選定に当たり、中立的な立場から製品評価・比較業務に従事した実績を有すること。
- i) 契約相手方は、業務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- j) 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

6.2. 役務員の要件

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 本役務を統括する責任者となる業務従事者
 - 1) 令和 5 年 3 月 31 日に改正された訓令第 26 条、同訓令第 27 条の 2 及び同訓令第 52 条の規定に基づく情報システムの運用承認、リスク分析・評価及び監査（監査の結果に基づく対応含む）の業務内容を理解していること。
 - 2) 防衛省の情報システムに係る中央調達制度及び仕様書作成時における大臣承認手続き制度等情報システムの一連の調達に関する業務内容を理解していること。
 - 3) 過去 5 年以内に、以下の責任者として従事した実績を有すること。
 - ア) 政府機関又は重要インフラ事業者におけるプロジェクトのコンサルティング業務
 - イ) 防衛省において、情報システムに関する要件定義支援又は技術支援又は工程管理支援又は設計又は調査研究のいずれかの業務
 - 4) 以下のいずれかの資格又は同等以上の能力を有すること。
 - 情報処理技術者試験（IT サービスマネージャ）

- 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
 - 情報処理技術者試験（ITストラテジスト）
 - 技術士（情報工学部門）又は技術士（総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした者）
 - Project Management Professional（PMP）
 - ITコーディネータ
- c) 本役務の実務を担当する業務従事者
- 1) 業務従事者のうち1名以上は、NIST SP 800-37 Rev.2 及び NIST SP 800-53 Rev.5 の知見を有すること。
 - 2) 業務従事者のうち1名以上は、防衛省の情報システムに係る中央調達制度及び仕様書作成時における大臣承認手続き制度等情報システムの一連の調達に関する業務内容を理解していること。
 - 3) 業務従事者のうち1名以上は、過去5年以内に、以下の業務に従事した実績を有すること。
 - ア) 政府機関又は重要インフラ事業者におけるプロジェクトのコンサルティング業務
 - イ) 防衛省において、情報システムに関する要件定義支援又は技術支援又は工程管理支援又は設計又は調査研究のいずれかの業務
- d) 原則として全ての業務従事者（再委託先を含む。）は、日本国籍を有していること。
- e) 上記の業務従事者は、それぞれに掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。また、業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

7. 役務従事者の申請

契約相手方は、本役務に従事する者について、役務関係者名簿（氏名、国籍、所属、主たる担当役務、主たる作業場所）を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官に提出して承認を得るものとする。また、本役務に従事する者の追加又は変更が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官の承認を得るものとする。

8. 情報の保全

8.1. 契約を履行する一環として収集、整理、作成等を実施して得られた情報の取扱い

- a) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合、使用するパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとする。また、業務従事者等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。なお、第三者に従事させる場合も同様とする。
- b) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」とい

う。)の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- c) 保護すべき情報については表－3のとおりとする。

表－3 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	RMFに関する各種資料	注意及び記入後注意（情報を記入したものに限り）と記載された文書	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」（情報を記入したものに限り）、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性情報2」が記載された情報	—	
3	「受注者限り」との条件で発注者から提供を受ける情報	—	

9. 貸付品

- a) 本契約の遂行に当たり必要となる官側の保有する文書等について官側と調整の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。貸付場所は、官側が指定する場所とし、貸付期間は、契約期間中とする。
- b) 契約相手方は、官側の保有する資料の貸与を受ける場合はその取扱いに留意し、法令、関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

10. 官側の支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 立入りに関する事項
- b) 事務室、水及び電気
- c) その他、官側が必要と認めた事項

11. 資料等の事前閲覧

本役務の実施に当たり必要な官の保有する資料等について、入札前に閲覧可能な資料は、事前に閲覧することができる。詳細は官側との調整による。

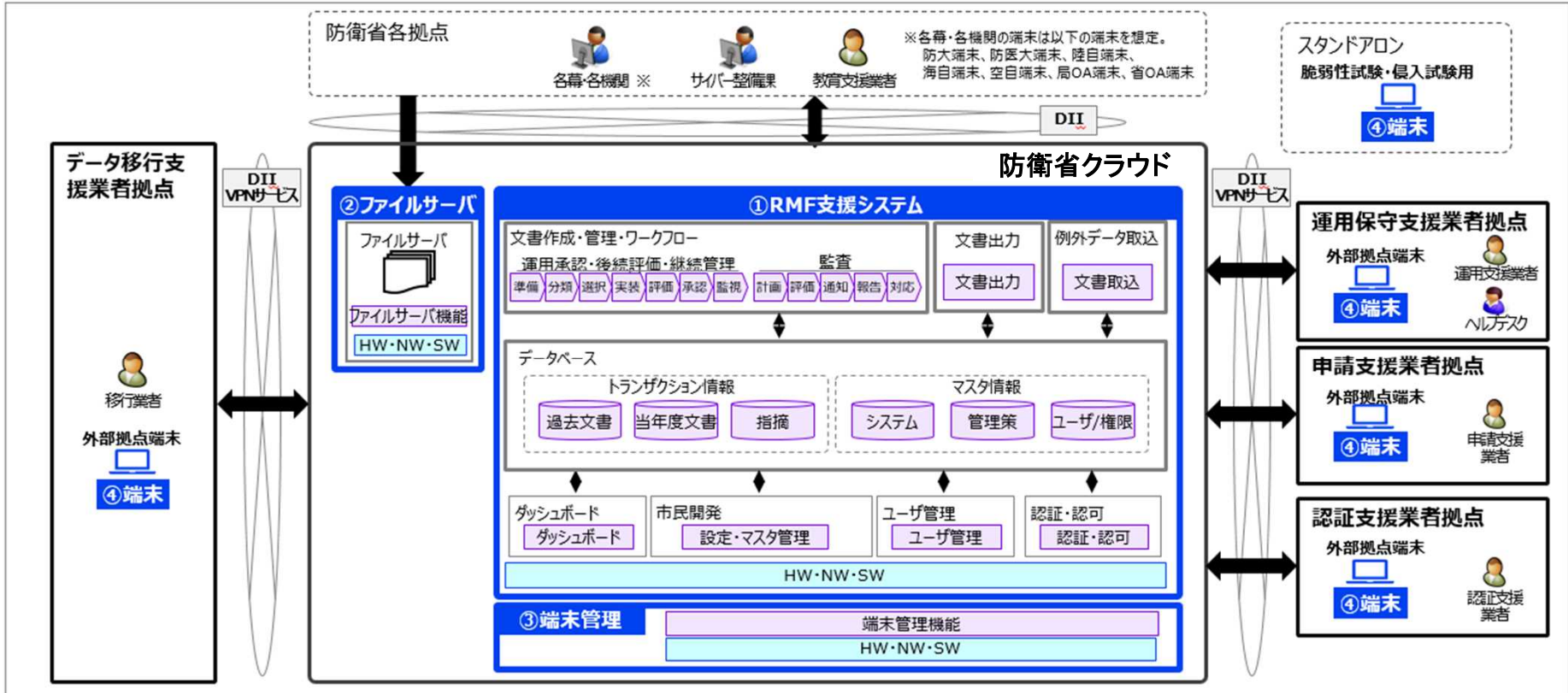
12. 検査

本仕様書に基づき、整備計画局サイバー整備課支出負担行為担当官補助者が実施する。

13. その他

- a) 契約相手方は、本役務契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」に定める特約条項を適用する。
- b) 各機関の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関の立入手続に従い所要の手続を実施するものとする。
- c) 本役務において使用する物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- d) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

RMF支援システム(イメージ像)



情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	整備計画局サイバー整備課
	作成年月	令和8年 1月19日
品名	RMF支援システムの技術支援役務	
仕様書番号		

指定事項：

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとし、保護すべき情報については表1のとおり指定する。

表1 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	RMFに関する各種資料	注意及び記入後注意（情報を記入したものに限り）と記載された文書	官側との調整時，提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」（情報を記入したものに限り）、 「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、 「機密性2」が記載された情報	—	
3	「受注者限り」との条件で発注者から提供を受ける情報	—	

※細部については、別途官側が指示する。